

地震の備えは充分ですか？

各家庭でも対策を
地域振興課 22282



▲地震により壁がおちた建物（新潟県十日町市）

▼家屋そのものが傾き、地震のすさまじさがわかる



新潟県中越地震



10月23日(土)新潟県中越地方を襲ったマグニチュード6.8の直下型地震は、地震の空白地帯と言われていた地域にもかわらず非常に大きな揺れを観測し、地元の人々の尊い命と財産を一瞬にして奪い、精神的にも大きな障害をもたらしました。

町では先月号の「広報いな」でもお知らせしたとおり、地震発生の翌日の24日および25日の2日間にわたり、町職員・町消防職員により、新潟県十日町市役所に保存水・毛布・肌着セットなどの救援物資を搬送しました。また、27日には30万円の見舞金を新潟県災害対策本部へ贈ると共に町公共施設に義援金の募金箱を設置し、救援募金受付を開始しました。

今回震災に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに一日も早く元の日常生活に戻られますようお祈り申し上げます。

町の地震対策

町では地震対策として伊奈町地域防災計画（以下「防災計画」という）に基づき、次の対策を進めております。

1. 災害予防対策

- ① 非常用物資の備蓄
- ② 自主防災組織の育成・強化
- ③ 公共施設の耐震化
- ④ 防災訓練の充実



など



非常食等備蓄状況（2004年3月現在）

非常食	保存水1.5ℓ入り	9,744	本
	乾パン・アルファ米等	12,995	食
防災用品	毛布	899	枚
	簡易トイレ	890	個
	ワンタッチトイレハウス	11	台
	コンパクト肌着セット	920	セット
	各種防災機材ほか		

自主防災組織

現在、行政区を単位とする地域に密着した自主防災組織が21行政区中19区で立ち上がりました。災害発生時には初期消火活動、救出・救援活動等で大きな力を発揮するものと確信しております。

災害を最小限に食い止めるためにも、また、災害からいち早く立ち直るためにも、地域の自主防災組織に積極的に参加しましょう。

公共施設の耐震化

公共施設とりわけ学校施設については拠点避難所として位置づけられていることから建築基準法が改正された56年以前の施設について計画的に耐震化を進めております。

耐震診断がしてある学校施設

- 1 小針小学校北校舎、体育館
- 2 南小学校校舎
- 3 伊奈中学校校舎

なお、小針中学校・南中学校施設については新基準で建築されています。

耐震化が完了した建物

- 1 小室小学校南・北校舎、体育館
- 2 小針小学校南校舎
- 3 南小学校体育館
- 4 伊奈中学校体育館

2. 災害応急対策

震度5弱以上を観測した場合には防災計画に基づき、1号から3号配備による体制を敷き次の対応を行います。

情報の収集・伝達

人・住宅・ライフライン等被害の情報収集および避難勧告・避難所開設等の情報を防災無線等により町民に広報します。

消防活動

消防署・消防団・自主防災組織と連携し消火活動などを行います。

救援・救護活動

消防署・消防団・自主防災組織と連携し救助活動や避難誘導などを行います。



都市施設の応急対策

公共建築物・道路・ライフライン等の早期復旧を管理者とともに関係機関の協力もとを行います。

警備・交通・輸送対策

警察署を中心に警備・交通規制・緊急輸送道路などの確保を行います。

防疫・保健衛生対策など

家屋の消毒や避難所等でのメンタルケア対策を行います。なお、災害発生時には県や防災関係機関と協力し合い対策を行っていきます。

3. 災害復旧対策

防災計画に基づき、関係機関と協力し、早期の復旧に努めます。

- ① 公共施設の復旧
施設の原状復旧にあわせて再度の災害発生を防止するための計画を策定し実施を図ります。
- ② 民生安定のための措置など
被災者の生活相談や災害甲意金等の支給を行います。

地震から身を守る心得

地震による被害を最小限にできるかどうかは、日ごろの備えとともにその瞬間にどれだけ適切な行動をとれるかにかかっています。

- 1 まず、身の安全を
- 2 火の始末
- 3 ドアや窓を開け出口を確保
- 4 火が出たら素早く消火を
- 5 あわてて外に飛び出さない
- 6 室内のガラスの破片に気をつける
- 7 門や塀などには近づかない
- 8 避難は徒歩で、荷物は最小限に
- 9 みんなが協力し合って応急救護
- 10 正しい地震情報の収集を

地震に備えて

4. 住民の地震対策

もしもの時に備えて、日ごろから非常持出品の準備や避難先の確認など万全を期しておきたいものです。日ごろの心がけが、いざという時大きな差となって現れます。

- 1 家具の転倒防止・落下防止、ガラスの飛散防止
- 2 飲料水、食料などの備蓄
- 3 非常持出品の準備
- 4 避難ルートの確認
- 5 家庭で防災会議を開く
- 6 日ごろから近所の住民とのコミュニケーションを
- 7 自主防災組織などへの積極的な参加を
- 8 住宅の耐震化

5. 拠点避難所

拠点避難所の対象地域は原則として次のとおりです

	拠点避難所名	対象行政区
1	小針小学校	羽貴、小針新宿、小針内宿、光ヶ丘区
2	小針中学校	大針、細田山区
3	伊奈中学校	小貝戸、中央区
4	国際学院高等学校	柴中、若櫻区
5	小室小学校	志久、南本、北本区
6	南中学校	丸山、下郷区（中島地区除く）
7	南小学校	綾瀬東、綾瀬南、綾瀬北、栄南、栄中央、栄北、下郷区（中島地区）

私たちが暮らす埼玉県を含む南関東地域では、マグニチュード7クラスの直下型地震の切迫性が高まっていることが指摘されており、あらかじめ被害を軽減するための震災予防対策が大変重要となっています。

地震はある日突然やっつけます。そして、ひとたび発生すると多くの生命や財産を奪うおそれがあります。地震から大切な家族を守るためには、日ごろの備えが大切です。